

人間文化研究機構評価委員会規程

平成 30 年 12 月 25 日
人間文化研究機構規程第 154 号
令和 4 年 3 月 31 日改正

(設置)

第 1 条 人間文化研究機構組織規程第 15 条の 2 に基づき、人間文化研究機構（以下「機構」という。）に人間文化研究機構評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(任務)

第 2 条 委員会は、機構における組織運営及び研究教育活動等の状況の自己点検・評価に関し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 機構の中期目標・中期計画に基づく業務実績の自己点検・評価及び報告書の作成に関すること
- 二 大学改革支援・学位授与機構が行う評価に関すること
- 三 機構の中期目標・中期計画の進捗管理に関すること
- 四 その他機構が行う評価に係る重要事項に関すること

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- 一 機構長
- 二 機構長が指名する理事及び職員
- 三 機構の大学共同利用機関の長が指名する職員 各機関 1 名

(任期)

第 4 条 委員の任期は、前条第 1 号の委員を除き 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、機構長をもって充てる。ただし、機構長に事故等があるときは、機構長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(会議の招集及び議長)

第 6 条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(議事)

第 7 条 委員会は、過半数の委員の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第 8 条 第 3 条第 3 号に定める委員が委員会に出席できないときは、当該委員の所属する大学共同利用機関の長が当該機関の職員のうちから代理出席者を指名し、委員会に出席させる。

2 前項による代理出席者は、第 3 条第 3 号に定める委員として取り扱う。

(意見の聴取)

第9条 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、本部事務局研究企画課において処理する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成31年1月1日から施行する。
- 2 人間文化研究機構人文機構評価委員会規程（平成28年12月1日人間文化研究機構規程第146号）は、平成30年12月31日をもって廃止する。
- 3 第3条第1号の委員を除き、この規程の施行後最初に指名される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成32年11月30日までとする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。